

八頭町おためし住宅利用の手引き

(HP 公開用)



鳥取県八頭町

企画課地域戦略室



八頭町は、鳥取県の東南部に位置し、鳥取市に隣接する人口約 15,000 人の町。大自然に恵まれたフルーツの里です。

●物件所在地

〒680-0531 鳥取県八頭郡八頭町才代 155 番地 6

※ Google マップの場合、住所ではなく「八頭町おためし住宅」で検索ください。

※ カーナビ等で住所検索できない場合がございます。「八東郵便局」(道を挟んで斜め向かい)でお調べください。

【アクセス(車)】

鳥取自動車道 河原 IC から約 15 分(県道 324 号と国道 29 号経由)

鳥取空港から約 35 分(鳥取自動車道経由)

【周辺施設】

周辺施設	周辺施設までの距離
最寄り駅	八東駅(若桜鉄道若桜線)まで 110m(徒歩 1 分)
最寄りバス停	竹市(日本交通)まで 500m(徒歩 8 分)
役場	本庁舎まで 8.8km(車 13 分)
診療所	尾崎医院まで 60m(徒歩 1 分)
スーパー	サンマート郡家店まで 9.1km(車 12 分)
コンビニ	ローソン八頭町丹比店まで 4km(車 5 分)
ガソリンスタンド	八東 SS(JA いなば燃料センター)まで 2.2km(車 3 分)

●おためし住宅利用について

八頭町への移住や二地域居住を希望している方に対して、一定期間、本町での生活が体験できる施設として設置している住宅です。

【利用期間等】

- (1) おためし住宅の利用期間は 3 日以上 1 月以内とする。
- (2) 入退居を行う時間は、午前 9 時から午後 4 時までの間とする。

【使用料】

利用の際は、以下の使用料を前納していただきます。

期間	住宅使用料	摘要
3 日	7,000 円	利用期間が 4 日以上 1 月未満の場合は、1 日当たり 1,300 円を加算する。
1 月	35,000 円	1 月以上の利用で、月単位ではなく端数がある場合は、1 日当たり 1,300 円を加算する。

※ 上記使用料は、光熱水費、日本放送協会放送受信料(衛星契約)、ケーブルテレビ基本利用料金及びインターネット利用料金を含みます。

※ 施設利用期間中の移動経費、食費、個人利用の消耗品等は利用者の負担となります。

【遵守事項】

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかにその旨を報告すること。
- (2) 施設、設備、備え付けの備品及び什器類を適切に取り扱うこと。特に火災予防および盗難の予防に全力を期すこと。**(施設内禁煙)**
- (3) 住宅周りの除雪および清掃を適宜行い、住宅地を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (6) 上記のほか、施設の利用に関し必要と認めるもの。

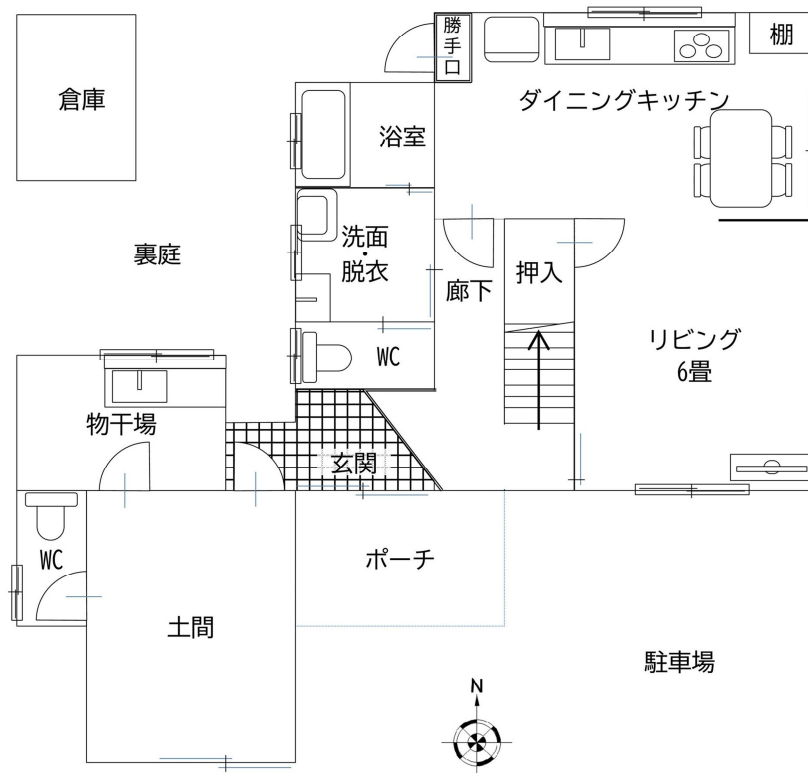
【退去手続き】

退去時間になりましたら、おためし住宅へお伺いしますので、鍵をご返却ください。なお、退去時間までに以下をお済ませいただき、すぐに退去できるようご準備をお願いします。

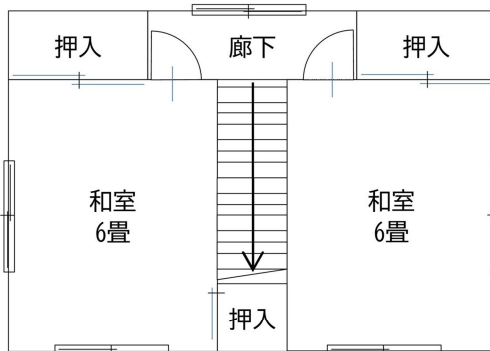
- (1) 室内の清掃(掃除機かけ、浴室・キッチンの排水口の清掃 等)
- (2) 窓の施錠、電気の消灯、エアコンの停止
- (3) 荷物の搬出、忘れ物の確認

●物件間取り

1F



2F



●設備・備品等

駐車スペース(2台)、物干し場、Wi-Fi、ケーブルテレビなど、基本的な設備があります。このほか、以下の備品をご準備しています。

- ・ 家電(洗濯機、冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、電気ポット、掃除機、エアコン、石油ファンヒーター、テレビ)
- ・ 家具(テーブル・チェア、ローテーブル、食器棚、ごみ箱、物干しスタンド)
- ・ 調理器具(鍋、フライパン、やかん、包丁、まな板、各種食器類、箸等)
- ・ その他(ハンガー、洗濯バサミ、雪かき用スコップ、灯油ポリタンク等)

●ご自身でご準備いただくもの

寝具、消耗品(洗剤、トイレトーパー、ごみ袋等)、風呂・洗面用具、薬、タオル類、ドライヤーなどをご自身でご準備ください。

※ 寝具はありませんので、自らお持ち込みいただくか、近隣寝具店のレンタルをご利用ください。紹介は行っておりませんので、該当店舗へ直接お問い合わせください。

※ ファンヒーターを使用される場合、灯油をご購入いただく必要があります。また、使い切りにご協力ください。

お問い合わせ先

八頭町役場 企画課地域戦略室 移住定住担当

電話:0858-76-0213/FAX:0858-73-0222

Mail:yazu-kikaku@town.yazu.tottori.jp